

栗東市子ども・子育て支援事業計画について

1. 栗東市子ども・子育て支援事業計画について

市では、平成 17 年度から「栗東市次世代育成支援行動計画〜りっとう子育てプラン〜」に基づき、子ども・子育て支援をはじめとする次世代育成支援のための施策に取り組んできました。

この行動計画が平成 26 年度までを計画期間としていることから、行動計画の基本的な考えを踏襲しつつ、また、本市のまちづくりの総合的指針である「栗東市総合計画」を上位計画として、関連部門別計画との調和と整合性を図り、平成 27 年度からの「子ども・子育て支援新制度」の開始に合わせて「栗東市子ども・子育て支援事業計画」（平成 27 年から平成 31 年度）を策定しました。

2. 計画策定経過について

① 平成 25 年度

子育て家庭の現状、保育サービスの利用意向（潜在ニーズを含む）や子育てに関する意識等を把握し、量の見込みが設定できるよう、就学前児童の保護者 2,000 人、小学生児童の保護者 1,000 人を対象にニーズ調査を実施しました。

また、子ども・子育て会議を 3 回開催しました。

② 平成 26 年度

ニーズ調査の結果・分析、栗東市子ども・子育て会議を 5 回開催し意見聴取や検討、パブリックコメント及び県への協議などを行い、計画を策定しました。

また、子ども・子育て支援新制度導入に伴い、条例等を制定しました。

- ◇栗東市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- ◇栗東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ◇栗東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ◇栗東市子ども・子育て支援法施行細則
- ◇栗東市特定教育・保育施設の利用者負担に関する条例

③ 平成 27 年 4 月～

事業計画に基づき、子ども・子育て支援に関する給付や事業を実施

(ア) 子ども・子育て支援給付

I 子どものための現金給付

- ・児童手当（別段の定めがあるものを除き、児童手当法の定めるところによる）

II 子どものための教育・保育給付

- ・施設型給付（幼稚園・保育所など）

(イ) 地域子ども・子育て支援事業

- ・延長保育、一時預かり、放課後児童クラブ（学童保育）、地域子育て支援拠点事業、子育て短期支援事業、病児・病後児保育事業、妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）、利用者支援事業